

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿データ	
行政機関等の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の範囲の確定 選挙における選挙権の確認 二重投票の防止	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 名簿番号、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 続柄、8 世帯主名、9 住所、10 投票区、11 行政区、12 班、13 住基情報上の 4～12 の項目、14 住民となる日の異動日、15 住民となる日の異動事由、16 住民となる日の届出日、17 住民でなくなる日の異動日、18 住民でなくなる日の異動事由、19 住民でなくなる日の届出日、20 失権者区分、21 失権事由、22 失権終了日、23 転出先、24 郵便投票証明書の有無、25 郵便投票証明書の発行日、26 郵便投票証明書の有効期限、27、重複照会者（二重登録防止）28 登録者区分、29 有権者区分	
記録範囲	定期的に行われる名簿作成時に、満 18 歳以上の日本国民であり、住民票が作られた日から引き続き 3 か月以上住民基本台帳に記録されている人	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	裁判所 検察審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）選挙管理委員会選挙管理委員会事務局	
	（所在地）〒508-0041 中津川市本町 2 丁目 3 番 2 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第 27 条第 3 号に基づき訂正が可能である	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	